



金 沢 市 公 報

号外第7号の2

平成31年(2019年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例 (観光政策課)	9
●条 例		○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場事務局)	9
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1	○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (公設花き地方卸売市場事務局)	11
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	2	○金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例 (農業基盤整備課)	12
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	2	○金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 (市民協働推進課)	12
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (")	3	○金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (生活支援課)	13
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	4	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (福祉総務課)	13
○金沢21世紀美術館条例及び金沢能楽美術館条例の一部を改正する条例 (文化施設課)	4	○高齢者等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康政策課)	15
○金沢卯辰山工芸工房条例の一部を改正する条例 (文化政策課)	7	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	15
○金沢湯涌江戸村条例の一部を改正する条例 (歴史都市推進課)	8		

条 例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第6号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「生活保護関係情報、」及び「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を削る。

第2条 金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から20の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年6月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第7号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,800人」を「1,809人」に、「395人」を「386人」に、「356人」を「354人」に、「329人」を「327人」に、「422人」を「426人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第8号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表公共施設再整備等積立基金の項及びスポーツ施設再整備積立基金の項を次のように改める。

教育福祉施設等再整備積立基金	教育施設及び福祉施設等の再整備に充てる資金を積み立てるため。
文化スポーツ施設再整備積立基金	文化施設及びスポーツ施設の再整備に充てる資金を積み立てるため。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公共施設再整備等積立基金に属している預金は教育福祉施設等再整備積立基金に、スポーツ施設再整備積立基金に属している預金は文化スポーツ施設再整備積立基金に属するものとする。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第9号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第80号の項の次に次のように加える。

(80)の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
---	---------------

別表第105号の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

(105)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
--	----------------

第2条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第75号の項及び第78号の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第86号の項を次のように改める。

(86) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査	建築基準法第48条第16項第1号の規定に該当する場合	1件につき 80,000円
	建築基準法第48条第16項第2号の規定に該当する場合	1件につき 140,000円
	その他の場合	1件につき 180,000円

別表第88号の2の項の次に次のように加える。

(88)の3 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 33,000円
---	---------------

別表第89号の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第97号の5の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表第

97号の6の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表第110号の2の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表第110号の3の項中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

(110)の3の2 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
(110)の3の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円

別表の備考第10項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第10号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)の一部を次のように改正する。
別表地区公民館の表金沢市野町公民館の項を次のように改める。

金沢市野町公民館	金沢市野町3丁目11番1号
----------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢21世紀美術館条例及び金沢能楽美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第11号

金沢21世紀美術館条例及び金沢能楽美術館条例の一部を改正する条例

(金沢21世紀美術館条例の一部改正)

第1条 金沢21世紀美術館条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例(平成13年条例第73号)第14条」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条」に、「金沢子ども週間の最終日」を「文化の日」に改める。

別表第1中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

別表第2の表を次のように改める。

区 分			金 額	
			個 人	団 体
コレクション展	普通観覧料金	一般	450円	360円
		大学生	310円	240円
		高齢者		360円
	共通観覧料金	一般		570円
		大学生		480円
		高齢者		530円
特別展観覧料金			2,000円の範囲内でその都度指定管理者が市長の承認を受けて定める額	

第2条 金沢21世紀美術館条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「4,110円」を「4,190円」に改める。

別表第3その1第1項の表中「30,840円」を「31,410円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「7,400円」を「7,540円」に、「14,810円」を「15,080円」に、「2,770円」を「2,820円」に、「16,660円」を「16,970円」に、「9,050円」を「9,210円」に改め、同その1第4項中「15,420円」を「15,710円」に改め、別表第3その2第1項の表を次のように改める。

使用時間区分		区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後10時まで)	(午前9時から午後10時まで)
シアター21			5,230円	10,050円	11,620円	25,140円
シアター準備室			1,460円	2,720円	3,140円	6,810円
出演者控室1			310円	620円	730円	1,570円
出演者控室2			310円	620円	730円	1,570円
楽屋1			1,040円	1,880円	2,200円	4,820円
楽屋2			1,040円	1,880円	2,200円	4,820円
会議室1			2,510円	4,820円	5,650円	12,150円
会議室2			730円	1,460円	1,670円	3,560円
会議室3			730円	1,460円	1,670円	3,560円
茶室	松涛庵	全室を使用する場合	3,560円	6,910円	7,960円	17,180円
		立礼茶室を除き使用する場合	2,820円	5,440円	6,280円	13,620円

	山宇亭	2,820円	5,440円	6,280円	13,620円
広場					1平方メートル当たり 50円

別表第3その2第5項中「15,420円」を「15,710円」に改める。

(金沢能楽美術館条例の一部改正)

第3条 金沢能楽美術館条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例(平成13年条例第73号)第14条」を「国民の祝日に関する法律第2条」に、「金沢子ども週間の最終日」を「文化の日」に改める。

別表第1中	共通観覧料金	個人	高齢者及び大学生	
			一般	

460円 510円	を	共通観覧料金	個人	高齢者	
				大学生	
				一般	

530円	に改める。
480円	
570円	

第4条 金沢能楽美術館条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2中「4,110円」を「4,190円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「15,420円」を「15,710円」に改める。

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は同年10月1日から、附則第6項の規定は公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の金沢21世紀美術館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に開始するコレクション展(以下「新コレクション展」という。)の観覧に係る利用料金について適用し、同日前に開始したコレクション展(以下「旧コレクション展」という。)の観覧に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の金沢21世紀美術館条例第11条及び別表第3の規定は、平

成31年10月1日以後の特別観覧及び使用に係る利用料金について適用する。

- 4 第3条の規定による改正後の金沢能楽美術館条例別表第1の規定は、新コレクション展の観覧に係る利用料金について適用し、旧コレクション展の観覧に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の金沢能楽美術館条例別表第2の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 6 利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢卯辰山工芸工房条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第12号

金沢卯辰山工芸工房条例の一部を改正する条例

金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「及び工芸作品の展示及び公開並びに創作活動の見学」を「の収集、整理、保存、調査及び研究」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条第1項中「午後4時30分」を「午後5時」に改め、同条第2項中「技術研修者、短期技術研修者、貸工房として工房を使用する者並びに登り窯及び穴窯を使用する者」を「第8条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第6条の前の見出し及び同条を削る。

第5条の2第3号を削り、同条を第6条とする。

第7条を次のように改める。

（使用の対象者）

第7条 工芸工房を使用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 技術研修者（工芸工房における研修を受けるための知識、技術等を有する者として市長が認める者をいう。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

第7条の2を削る。

第9条第1号中「展示資料等」を「工芸資料等」に改める。

第10条中「第8条の規定により使用の承認を受けた者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第11条から第13条までを次のように改める。

第11条から第13条まで 削除

第14条中「入場者又は」を削り、「展示資料等」を「工芸資料等」に改める。

第15条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を、「指定管理者」の次に「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。
第4条中「、金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）第6条」及び「、入場料金」を削る。
- 3 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例（平成30年条例第54号）の一部を次のように改正する。
附則第3項のうち金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例第2条第1項の改正規定中「(16)」を「(15)」に改める。

金沢湯涌江戸村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第13号

金沢湯涌江戸村条例の一部を改正する条例

金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条関係）

使用時間区分 区 分	午 前 (午前9時から正 午まで)	午 後 (午後1時から午 後5時30分まで)	全 日 (午前9時から午 後5時30分まで)
旧平家住宅	570円	1,100円	1,670円
旧高田家住宅	470円	990円	1,460円
旧野本家住宅	940円	1,780円	2,720円
旧松下家住宅	730円	1,470円	2,200円
旧永井家住宅	830円	1,570円	2,400円
旧鯖波本陣石倉家住宅	1,200円	2,360円	3,560円
旧山川家住宅	1,200円	2,360円	3,560円
旧園田家住宅	730円	1,470円	2,200円
旧平尾家住宅	1,070円	2,080円	3,150円
摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。			

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について

適用する。

- 3 利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第14号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「、300円」を「、350円」に、「100円」を「150円」に改める。

第2条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第3中「1,980円」を「2,010円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「800円」を「830円」に、「1,560円」を「1,580円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例別表第3の規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成31年10月1日以後の利用に係る観光駐車場の使用料について適用する。ただし、同日前に観光駐車場に自動車を入場させ、同日以後に出場させる場合における観光駐車場の使用料については、入場の時から改正後の規定を適用する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第15号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「使用料月額（）」を「第71条第1項に規定する使用料から」に、「額）」を「額の月額」に改める。

第49条第4項中「100分の8」を「100分の10（当該卸売が消費税法第2条第1項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等（以下「軽減対象課税資産の譲渡等」という。）に該当する場合は、100分の8）」に、「同項」を「前項」に改める。

第54条第3項中「100分の8」を「100分の10（当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、100分の8）」に改め、「以下同じ。」を削る。

第57条第1項中「100分の8」を「100分の10（当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、100分の8）」に改める。

第59条第1項中「卸売金額」の次に「(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。)」を、「得た額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加える。

第62条第1項中「100分の8」を「100分の10(当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、100分の8)」に改める。

第65条第5項中「使用料月額(」を「第71条第1項に規定する使用料から」に、「額)」を「額の月額」に改める。

第71条第2項中「別表第3の」を「別表第3に規定する」に改め、「定める」の次に「額を基礎として算定した額に消費税等相当額を加えた額とする」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第71条関係)

種 別	金 額 (月額)
卸売業者市場使用料	当該月の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。)の1,000分の3に相当する額(以下「卸売業者売上高割使用料」という。)及び卸売場面積1平方メートルにつき 700円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第50条第2項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の当該月の販売金額(消費税等相当額を除いた金額をいう。)の1,000分の3に相当する額(以下「仲卸業者売上高割使用料」という。)及び仲卸売場面積1平方メートルにつき 1,350円
関連事業者市場使用料	関連事業売場面積1平方メートルにつき 1,500円
事務所使用料	事務所の面積1平方メートルにつき 1,200円
専用駐車場使用料	専用駐車場面積1平方メートルにつき 240円
空地使用料	空地面積1平方メートルにつき 200円
水道施設使用料	量水器1個につき400円及び使用水量1立方メートルにつき 18円
冷蔵庫使用料	冷蔵庫建物1,799.88平方メートル並びに製氷及び冷蔵設備一式 1,923,000円
保冷施設使用料	青果低温貯蔵庫建物860.06平方メートル及び冷蔵設備一式 1,670,000円 可動式保冷庫一式 150,000円
倉庫使用料	倉庫面積1平方メートルにつき 210円
クリーンセンター使用料	クリーンセンター建物1,040.50平方メートル及び処理設備一式 1,000,000円
青果配送センター使用料	青果配送センター面積1平方メートルにつき 920円
摘要	使用料の額を算定する基礎となる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 卸売業者市場使用料 卸売業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額 (2) 仲卸業者市場使用料 仲卸業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単

価から算定した額を加算した額
 (3) その他の使用料 この表により算定した額

附 則

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第54条第3項の規定は、平成31年10月1日以後に卸売をする物品について適用し、同日前に卸売をした物品については、なお従前の例による。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「使用料月額（」を「第71条第1項に規定する使用料から」に、「額）」を「額の月額」に改める。

第49条第4項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第54条第3項中「100分の8」を「100分の10」に改め、「以下同じ。」を削る。

第57条第1項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第59条第1項中「卸売金額」の次に「（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。）」を、「得た額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加える。

第62条第1項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第65条第5項中「使用料月額（」を「第71条第1項に規定する使用料から」に、「額）」を「額の月額」に改める。

第71条第2項中「別表第3の」を「別表第3に規定する」に改め、「定める」の次に「額を基礎として算定した額に消費税等相当額を加えた額とする」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第71条関係）

種 別	金 額（月額）
卸売業者市場使用料	当該月の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。）の1,000分の3に相当する額（以下「卸売業者売上高割使用料」という。）及び卸売場の面積1平方メートルにつき 540円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第50条第2項ただし書の規定に基づき買入れた物品の当該月の販売金額（消費税等相当額を除いた金額をいう。）の1,000分の3に相当する額（以下「仲卸業者売上高割使用料」という。）及び仲卸売場の面積1平方メートルにつき 1,500円

関連事業者市場使用料	関連事業売場の面積1平方メートルにつき 1,600円
事務所使用料	事務所の面積1平方メートルにつき 1,600円
保冷施設使用料	保冷施設一式 111,700円
苗物保管施設使用料	苗物保管施設の面積1平方メートルにつき 210円
<p>摘要 使用料の額を算定する基礎となる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 卸売業者市場使用料 卸売業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額</p> <p>(2) 仲卸業者市場使用料 仲卸業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額</p> <p>(3) その他の使用料 この表により算定した額</p>	

附 則

- この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による石川県知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。
- 改正後の第54条第3項の規定は、平成31年10月1日以後に卸売をする物品について適用し、同日前に卸売をした物品については、なお従前の例による。

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市土地改良事業分担金等賦課徴収条例（昭和58年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第18号

金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第25条」を「第25条の2」に改める。

第15条中「第25条」を「第25条の5」に改める。

第2条 金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「管理者」を「管理権原者等」に改め、同条中「第25条の5」を「第25条の6第2項及び第3項又は第25条の10」に、「を管理する者」を「の管理権原者等」に改める。

第3条 金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第25条の2」を「第26条」に改める。

第15条中「第25条の6第2項及び第3項又は第25条の10」を「第30条第2項及び第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年7月1日から、第3条の規定は平成32年4月1日から施行する。

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第19号

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「の利率」を「は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合」に改め、「3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦」を「年賦、半年賦又は月賦」に改め、同条第2項中「、保証人」を削り、「、令」を「及び令」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条及び第15条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項及び第37条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第39条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第53条第2項第1号及び第59条第1号において同じ。）」を加える。

第53条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第57条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第59条第1号中「第43条第1号」を「第43条第1項第1号」に、「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同条第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第8号中「第43条第8号」を「第43条第1項第8号」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第67条第15項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第97条第3項及び第105条第4項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改める。

第107条第3号中「第82条第3号」を「第82条第1項第3号」に、「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第7号中「第82条第7号」を「第82条第1項第7号」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第21号

高齢者等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例(昭和45年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「限る。）」の次に「又は資格証の交付を受けた者(母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。）」を、「療養機関をいう」の次に「。以下同じ」を、「当該受給者証」の次に「又は当該資格証」を、「資格証の交付を受けた者」の次に「(母子家庭の母及び父子家庭の父に限る。）」を加える。

第4条第2項中「限る。）」の次に「、母子家庭の母及び父子家庭の父以外の者にあつては指定療養機関等において、母子家庭の母及び父子家庭の父にあつては指定医療機関等において」を加え、「指定医療機関等において」を削り、「かかわらず、」の次に「当該指定療養機関等又は」を加え、「から提供される情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金」を削る。

(子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「指定医療機関等」を「指定療養機関等」に、「若しくは診療所又は薬局」を「、診療所、薬局その他の療養機関」に改める。

第6条第3項中「指定医療機関等」を「指定療養機関等」に改め、「から提供される情報に基づき石川県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金」を削る。

第7条第1項中「指定医療機関等」を「指定療養機関等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例及び第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例第4条第2項の規定による指定療養機関等の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第22号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の6中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第31条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第5項及び第6項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分からの保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成31年(2019年)3月25日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)3月25日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄